

のとおりなんですけれども、このあたりになつてきますと、幼稚園に通わせていたりとか、保育園もそうですが、特に幼稚園なんかに通わせていて三年保育、二年保育ということになりますと、三歳ぐらいからちょうど、親の側の意識としては、保育園に、あるいは幼稚園に通っている時間については手をかけていないという認識になりますから、数字の上ではそこがくつと落ちるのはむしろ当然のことだと思えます。

ただ、先ほどの二つのところとあわせて考えてみますと、一日二十四時間の中で手をかけている時間というのは減っているかもしれませんが、ただ、二十四時間の中で、コアタイムというのがあるんじゃないのかなということなわけでございます。つまり、朝送っていきたい時間、あるいは家に帰って御飯をつくってあげたい時間というものが、どうしてもこの時間にはもう既に家にいたいという時間帯というのがあるのではないかと。そうやって考えてみますと、本当に必要な時間帯ということになると朝夕に集中しているのではないかと。というふうな考え次第でございます。

そうであるといいたしますと、これもその方が望ましいといったような御答弁があつたかと記憶してはいるんですが、改めて、この勤務時間の短縮等の措置の対象となる子供の年齢というのは、三歳ではなくて、より一層の対象年齢の引き上げというものが必要なのではないかと考えますが、この点、厚生労働大臣、確認のため御答弁願います。

○坂口国務大臣 今御指摘をいただきましたことにつきましては、一応、委員との間でもかなり意見の調整が進んでいるようでございますので、これは少しよつと読ませていただきますから、また足らないところがあつたら御指摘ください。今回は勤務時間の短縮等の措置の義務の対象となる子の年齢を三歳までに引き上げますが、勤務時間の短縮等の措置は小学校就学の始まります時期までの子を対象とすることが望ましく、措置の導入が進むよう積極的な指導援助に努めてまいります。

たいと思えます。

○山花委員 ありがとうございます。それでは、もう一つ、違ふ論点についてでございます。期間を定めて雇用される労働者についてでございます。二条一号の労働者のところには、括弧書きがございまして、期間を定めて雇用される者は適用除外となっております。

労働法の世界では、解雇に関しては、労働契約の反復更新があつて当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となつていないという場合には、これは解雇の議論ですが、解雇保護の適用が認められるといったような判例、裁判例の議論がございまして、育児・介護休業法の場合でも同様運用される旨の御答弁があつたと記憶しておりますが、問題は、裁判になつてからでは遅いのでございまして、期間を定めて雇用される労働者の取り扱いについては、裁判を起さなくても済むように、できるだけ明確に指針で定められた方がよいものと考えますが、厚生労働大臣、確認の御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者でありましても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状況となつている場合には、育児休業及び介護休業の対象となるので、どのような者がそれに該当するか、できる限り明確に指針で定めることといたします。

○山花委員 次に、十条の関係についてお願いいたします。午前中の参考人質疑でも、中央大学の山田参考人からも御指摘がございました。十条については、解雇だけではなくて、不利益取り扱いの禁止ということが規定されるようでありますが、この禁止の具体的内容は指針で明らかにされることとございまして、どのような内容を定めるといってお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 休業の取得を理由として、解雇のみならず、減給したり、退職金や賞与の算定に当たり休業期間を超えて働かなかつたものとして取り扱うことや、正社員からパートタイム労働者への身分変更を行うこと、仕事を与えないなど就業環境を害することは、不利益取り扱いに該当すると考えており、それらの具体的な内容について指針で定めることといたします。

また、休業の取得を理由とする配置の変更も不利益取り扱いに該当する場合があります、あわせて指針で明らかにすることにいたしたいと思います。

○山花委員 今回の法改正で新しく入つてきました時間外労働の制限のところについて、お伺いしたいと思います。

この条項の中に、もともとございまして深夜業の制限と同様、事業の正常な運営を妨げる場合については例外となるという条項がございまして、これは本来であればない方が望ましい条項であると考えます。そしてまた、深夜業のときに、これは極めて限定的なケースに限られるものだと理解しております。解釈通達も、深夜業のケースですけれども、そちらの方で出ておりますが、もう一度、時間外労働の場合も私は同様となるのかなという印象を持っておりますので、具体的などのような場合がこのケースに該当するのかということについて、厚生労働大臣、確認の御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 事業の正常な運営を妨げる場合に該当するか否かは、その労働者の所属する事業場を基準として、労働者の従事する業務内容、業務の繁閑、代行者の配置の難易等諸般の事情を考慮して客観的に判断され、例えば、同一時期に多数の専門性の高い職種労働者が請求した場合であつて、代替が著しく困難な場合などが該当するものと考えております。

また、事業主は、労働者の請求が実現されるよう、通常考えられる相当の努力をすべきものであり、単に時間外労働が事業の運営上必要であると理由だけで拒むことは許されないと考えております。

○山花委員 今回の政府案の中で、私個人としてはまだまだよつと不明瞭かなという思いもあるのですが、ただ、特筆されるべきと思うことは、転勤の際の配慮という規定が初めて法律上うたわれたということではないかと考えております。

先ほど、裁判になる前に明確にわかればという話を申し上げましたが、一方でこれは、こういう規定が盛り込まれることによつて、従来は権利乱用論などで対処されてきたことも、ある程度法的な根拠が出てくるのかなという思いもあるわけでございますが、これも金曜日の委員会の質疑の中では木島委員の方から、東亜ベイント事件などを紹介されながら、判例理論では主に三つの要件があるということで議論があつたところでございまして。

政府のお立場といたしましては、この転勤の配慮規定について、具体的な中身、つまりどのような配慮をすべきであるのかということについて、確認のため、厚生労働大臣、御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 転勤の対象となり得る労働者への配慮の内容といたしましては、育児や介護の状況を把握することや、労働者本人の意向をしんしゃくすること、転勤させた場合の育児や介護の代替手段の有無の確認を行うことなどが考えられております。

また、つけ加えるべきところもございましたら、つけ加えさせていただきます。

○山花委員 いろいろと議論させていただきました。冒頭にも御答弁いただきましたけれども、これからの新しい日本の社会、二十一世紀の日本の社会をつくっていく上で、男女共同参画基本法にもございまして、あらゆる分野において男性、女性の別なく社会に参画できていけるような社会をつくっていくかなければいけないと思っております。同時に、専業主婦という選択をすることも、これは一つの価値判断だと思っております。それは

それで立派な生き方だとは思いますが、一方で、固定的な性別に基づく役割分担ということについては、少しでもこういった法制でなくしていかなければいけないだと思えます。

ぜひとも、私もいろいろ今後とも提案をさせていただきたいと思えますとともに、厚生労働大臣としても御努力いただくことをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次は、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党、佐藤公治でございます。

もう先ほどからいろいろな御質問が出ております。ですが、その中の一点で、これは私が聞きたかったことなんです。前回の国会の、前回もいつても十年前の議論のとき、中小企業に対してのやはり配慮、猶予があったということが育児の關係でございましたけれども、その場合、そのときの社会状況と今の社会状況といえは随分異なる。その当時よりかなり社会状況、経済状況は悪くなっているかというふうには思っておりますけれども。

そういう中で、このたび、先ほどの質問者の江田先生の中で副大臣が御答弁された。この社会状況に関して、厳しい、非常に中小企業に対して負担を強いるようなことになる、また、副大臣も、なるであろう、御無理を言うようなことの話があったかと私は思っています。

これは、私が聞き間違えていたら申しわけございません。こういつた質問に対して、やはりどうしてもちよつと気になることがございます。これに関してちよつと副大臣にお答えを願えばありがたいと思えます。

まず最初に、江田委員からの御質問の中で、この厳しい経済状況の中で日々経営に苦勞している中小企業が、この改正に基づいた新たな負担にこたえられるかどうかという点がござります。こういう質問でのお話だったかと思えます。

したのは、まず一点は、「今回の法律改正といえますのは、経済社会の活力を維持していく上では本当に重要であり」と。経済活力を維持していくことが重要でありと一番に挙がっている点、これが僕らちよつとよくわからない部分があります。確かに、大事なことは大事。後に「少子化に対応していくという側面もござりますが」ということ。

この大もとは、僕は前回のときに聞いたときに、もとは少子高齢化、少子化から出ている話だと思えます。そういう部分で、この大事さ、だから僕は整理を前回したつもりだったので。だけれども、こういう御答弁があったことが一点。

そして、これは全体的に見ますと中小企業の事業主の方々を含めた事業所主体のメリットもあるのではないかなど。この事業所主体のメリットというのは、一体全体何を指しているのだろうか。ここがすごく私ひっかりました。

これは変に責め立てるといわけじゃござりませんが、私が言いたいことは、失業率が五・三％、経済状況、これはもう皆さん方御存じのとおりです。本当に中小企業が大変な中で、まさに厚生労働省が大変だという意識を持つておかなきゃいけない、持つべきところの状況に、こういうお答えというのは、私はいかがかなという気がいたします。

きのうも厚生労働大臣が、やはりそういう危機感、大変な経済状況ということで、雇用調整助成金のことを発表されたり、大変に今みんなが苦勞しながらやっている中、こちら辺の、メリットという部分を御説明願えばありがたい。また、その意識に関して、もう一度、副大臣、御自分の気持ちで結構です、お答えになつていただければありがたい、よろしくお願ひいたします。

○南野副大臣 先ほどこのように答弁させていただきました。江田先生に対してでございますが、私の気持ちとしては、やはりこの法律の改正というものはこれからしていかなければならないものではないかという点については、一

点、先生と共通するものがあるのではないかなというふうに思っています。そこで、お尋ねの「経済社会の活力を維持していく上で」ということは、厚生労働省は厚生労働省として一生懸命努力はいたしております。これも、雇用の促進とかそういったことにも努めてござりますが、それは、何も厚生労働省一省だけで努力してできるものではない。皆さんとともにこれはやっつけていき、少しでも今の近況を乗り越えていきたいというような形から提案申し上げていることが、そういうような表現でさせていただきますというところでござります。

さらに、中小企業の方たちの事業主全体もメリットという、このメリットということは、先生がどのように評価されるかということとは別でございますが、育児両立支援奨励金、それからさらに看護休暇導入奨励金というものを我々はこの中でセッティングいたしました。

それにつきましては、平成十四年度の予算要求の中でござります。これが通らなければまたどうしようもないことではござりますが、その中でも、本当に中小企業の事業主の方たちは大変御苦勞しておられるということであり、大企業との間に少し差をつけた要求をさせていただいている。そういう意味では、努力していただけるかもあるのではないかなど、そのようなことを思つてのこの表現でござります。

以上でございます。

○佐藤(公)委員 済みません、ちよつと細かいことで、でも僕は大事なことだと思えます。この事業主体のメリットは、では、今の御説明で言いますと、そういうことの助成金を出すから、それがあからメリットになりますよということをおっしゃられておられるのでしょうか。

○南野副大臣 今先生がおっしゃつておられるように、やはり、一応御就職いただいた方がやめないうようにということも一つの大きな課題であろうというふうに思っていますし、これから先の子供たちの成長及び就職というふうなことも勘案してのこ

とであるわけでござります。一番困つておられることのポイントは、やはり人材確保が難しいのではないかと、そういうようなことに対しては我々は大きく努力していること、努力しているところであるということでございます。

○佐藤(公)委員 わかりましたというか、よくわからないというところなんですけれども、本当はもつともつと突っ込みたいお話がたくさんあるんですけれども、時間も余りないので、とりあえず、提出者の方々にはお待たせしてちよつとそのままになっておりますので、早いうちに御答弁をというふうには思つておりました。

一応私どもは、もう先に申しますと、この育児・介護そして児童福祉、児童福祉に関しては賛成という立場で質問させていただいておりましたが、これをずつと見させていた中で、児童福祉法改正提出者の方にお聞きしたいんですけれども、今全体的な時代の流れというのは、やはり規制の緩和とか民営化という流れが強くなっていると思います。そういう中でも、小泉総理が聖域なき構造改革ということを盛んにお訴えになられている部分があるかと思ひますが、それにおいては賛否いろいろあるかと思ひます。それは別にしても、その流れの中からは、このたびの改正は、本来ならばよりその点に踏み込んだ議論、提案があつてもいいのかなというふうにも思う部分があります。

どういふことかといひますと、先ほど石毛先生等からも出ました例えはPFIのこと、先々、もつと突っ込んで言えば民営化についてのパウチャー制度のこととか、いろいろな議論が出てくるかと思ひます。そういうような議論が、提出者の方々の間で、そういう部分を本当はもつと踏み込んでいふ法律をつくりたかつたという議論があつたのか。また、今後民営化に関してどういふ将来像を持っているのか。いや民営化はもうこれぐらいでそれ以上はするつもりはないというのか、それ以上もつと進めたいと思つている

のか。そういう部分に対してのお考え方をちよつと聞かせていただければ。また、そういう議論があつたのであれば、どういふ将来の方向性を持つてこの法律をつくられているのか、改正をしようとしているのかということをお聞かせ願えればありがたいが、よろしくお願いを申し上げます。

○塩崎議員 佐藤委員のたぐいまの御質問でございますが、いろいろな議論がございました。当初我がが考えた案からも少し変わつているところもございまして、今おっしゃつたようなPFIの問題であるとかそういうところも確かに出てきたこととでございます。結果、今回のような文面になつていられるわけですが、先生おっしゃつていられるように、我々としても、PFIを含めてこれから公設民営の手法も多様化していかなければいけない、こう思つていられるわけでありませう。

考えてみれば、まず第一にニーズというのがあつて、政策ニーズがある。これは何かというと、待機児童の解消、早期に解消しないといけない。そして、いろいろな手法がありますね。そして制約もあつて、公的当局がまず資金調達等々での御苦労もある。それから、民間の人たちにとつてもなかなか都市部では買えない。いろいろな形で、貸与も含めて、そしてPFIも含めてやるうじやないかというふうにご考へていられるわけでありませう。

今の方式のいわゆるPFIのやり方というのを見ても、いわゆるBTO、先生多分御存じだと思つても、ビルド、それからトランスファー、オペレーションということで、まず民間がつくつて公的当局に渡してしまふ、それからもう一回借りましてオペレーションする、こういうことになつていられるわけですが、さあ果たして我々が考へなければいけないこと、すなわち私は三つあると思つてます。まずサービスの質の確保、向上というのが一つです。それから、当事者、つまり保護者のお母さん、お父さんたちの負担。それから、公的当局の負担をどうするのか。こんな中からPFIというのは出てくると思つてすけれども、今のBTOのやり方では私は十分

な効果が出てこないんじゃないかなというふうに思つております。

まあ、いろいろ憲法の制約等々があるという話もありますが、我々としては、やはり今申し上げたように、ニーズが、片つ方で待機児童の解消というのがある、そして公的負担をどうやって資金繰りも含めて軽くして、早くいいサービスを提供していくか、そして、当事者、お母さん、お父さんたちの負担は、今のままでいけば、どういふやり方にしても同じようになっていまして、やはり、変わらない、こういうふうにご考へていくべきではないのか。

そういう中で、いろいろな知恵を出してこれらやつていくということが大事なんではないのか、なというふうにご考へておられます。そういう議論が我々この与野党の議論の中であつたというふうにご承知をしております。

○佐藤(公)委員 ある意味で民営化という規制緩和という部分になつてくるかと思つておられます。その規制緩和という部分は、私自身、皆さんもそうだと思つておられます。規制の緩和と同じく、やはりそれには絶対に規制の強化というものが、表裏一体というか、一緒になつたものがあると思つておられます。

例えば、今回のこれにしても、一番の目的は何か。何かと言つたならば、もうこれは、ここにも書かれていられる、やはり、地域において児童が安心して、親御さんたちが安心してやつていけるということ、ここが一番のポイントになると思つておられます。でも、これを目的としてやつていくといふもの、やはりそれに、今現状あるものに携わつていられる方々、職員の方々、いろいろな方々もいらつておられます。そういう部分のご配慮したり、考へたり、やつていかないかと思つておられます。

ある意味で、そういう今先生がおっしゃられたような規制の緩和というものは、同時に規制の強化という部分も考へていくべきものがあると思つておられます。その辺のあたり、先生何か、特にこれをしていく場合にはこういう部分を強く考へていられると

いう部分がありましたら、お答え願えますでしうか。

○塩崎議員 これは、いろいろ我々担当しておりますけれども、今おっしゃつたように、規制強化の部分も必要じゃないか。それは、さつき私が申し上げたように、公的なサービス、パブリックサービスの質というものを絶対守らなきゃいけない、そして、最低基準も設けてということでありませう。今回の法改正においては、無認可の保育所についてもきちつとしたディスクロージャーをやるし、公的当局もそれをつかり見ていくし、罰則も設ける。こういうことで、書面による提示も含めてやつていられるという意味では、無認可の分はかなりなつていまして、基本的には、規制強化といつても、基準自体は公でやろうと民でやろうと変わらない基準を設けていられるわけであつて、引き続きディスクロージャーしていただくことによつて当然プレッシャーはかかつていくことでもあるわけでありませうから、質の面においては決して規制を緩めてはいけないという気持ちは全く同じだと思つておられます。

○佐藤(公)委員 今の規制の強化というか、はつきりしなきゃいけない部分というのは、確かに子供たちのためというところが一つ。また、それに周りの部分もあると思つておられます。その辺を十分考へ、そして今後も御検討願えればありがたいが、それはお願いしたいと思つておられます。

また、先ほど根本先生の方からお話ございましたが、例の水島委員からの御質問の中で、届け出制に関して、またこれは根本先生がお答えになられたのでひつつかつちやいまして、聞かせていただければありがたいと思つておられます。省令で決めていく、小さいところはということをおっしゃつたんですけれども、僕はこの辺ははつきりこの場でしておいた方がいいんじゃないかなという気がするんです。先ほど水島委員が、まあ小さいところはもしかしたらいいのかな、バランスの問題だということをおっしゃられましたけれども、そこら辺のあたり、今後議論しながら

話し合つて省令でということをおっしゃつたんですけれども、これはやはりこの場である程度はつきりさせておかないといけないことだと思つておられます。いかがでしょうか。

○根本議員 省令でというのは、要は法律、制度の立て方として、法律で定めるべき事項と、それから政令、省令にゆだねるべき事項と、これは制度論としてまずあるわけですね。その意味では、省令にゆだねられている部分は確かにあるんですね。ですから、そういうものを省令にゆだねるかという基本的な考え方を先ほど私はお答えしたわけでありませう。

繰り返しになりますが、先ほどお答えしたのは、認可外保育施設で届け出をさせたいといふのは、基本的には、要は、日々お子さんを預かるような認可外保育施設、これはやはり届け出の対象でしょう。

それから、届け出の対象ではないものは幾つ種類がありますが、一つは事業所内保育施設。つまり、病院で看護婦さんのための保育施設をつくる、これは、事業所が事業所のみずからの事業運営の一つの形態として子供を預ける施設をその事業所としてつくるわけですね。これは一般に開放している保育施設ではありませんから、届け出の対象になつていくまいだらう。先生のおっしゃる、届け出というものはある意味で規制ですから、法律を出さずして法律上義務づけるものは、その守るべき保護法益とのバランスで規制すべきだ。ですから、届け出の対象は、必要なものを届け出の対象にするという意味で、事業所内保育施設は対象外としていいんじゃないか。

それから、保育ママ的な、自分の自宅で二、三人預かつていましてというような形態のもの、これも届け出の対象から外していいんじゃないか。ただ、届け出の対象としないからといって、今回の指導監督権限の多様化、あるいは機動的な対応ということと改善命令とか立入調査とか報告徴収、業務停止命令、こういった行政命令の対象に

はいたします、こういうことで先ほどお話をいたしました。

○佐藤(公委員) このたびのこの法律改正に関しては、やはり発端というのが、今痛ましい事故が多分出てきている、そういう部分から入られてこのふうなことになると思います。本日を言いますと、確かに行政的ないろいろなおくれがあったことも事実認めざるを得ないところがあると思いますが、これだけで議論して、いつもいつもこういう形で、何かあると動く、常にパッチワーク作業になっちゃう。根本議論というものが余りされないまま急いでこうやってやろうとする、これが僕は今の国会運営で何か非常に不満な部分がある。

やはりこれは、与党さんも、本日に平時において、一つの、これももしかしたら危機管理体制の一端かもしれない。そういうことからいえば、今いろいろな問題がある中で、平時のときにやはり話し合って、根本議論をして、パッチワーク作業にならないように。

余計な規制はやはり僕は必要ないと思う。これはもう皆さん御存じのとおり。そういう部分であれば、もうある程度規制はなくしていく、つくらない方がいい、こういうものを持つていくことは事実で、もうこれはおわかりのとおりだと思います。そういうことでも、ひとつまたそういう部分を考えながら御議論を願えればありがたいと思います。

先ほど、また他の委員からもお話が出ました。これは質問通告しておりませんので、提出者の方々のお考えでお聞かせ願えばありがたいかと思いますが、幼保一元化ということですが、まずいのですかね、幼保一元化。

この幼保一元化というのがやはり、ある意味で役所における縦割り行政のいろいろな悪いところでもあり、いいものもあります。幼稚園というのは、二つの、教育とか保育所とか、そういう一つの目的を持ってつくられている。そういう部分、当初の出だしがいろいろと違う部分でこの一元化

論というのがなかなかうまく話が進んでいない部分があるんですけども、今回のこの改正案において、一元化論というのは話が皆さんの方で出たんでしょか。もしも出て、どういふふうにお考えになれるのか、あればお聞かせ願えればありがたいと思います。

○根本議員 幼保一元化論は、特に議論としては出ておりませんでした。

ただ、私も、幼保一元化論というのは一体何なんだらうかと常々、いろいろな方が幼保一元化論というのをおっしゃるんですが、どういう趣旨で、一体どういうことを指して幼保一元化論、幼保一元化と言っておられるのか。まず、先生のおっしゃる幼保一元化という概念をお聞きしたいと思っております。その次に私が考えを述べたいと思っております。

○佐藤(公委員) 幼保一元化論、ここにも全部書いてありますし、これを読めばそれで終わっちゃううのかもしれませんけれども、私の気持ちも含めてお話しします。

幼保一元化論というのは、今、社会構造、社会が変わる中で構造が変わっていく、その中で、やはり国民のために、子供たちのためにいい形がどうあるべきかということで、むだなものをなくして、効率性を高めるために一元化論というのが存在するというのが私が思っているところでございます。

つまり、これがいいか悪いかはこれからいろいろな議論の中で話ですけども、もう根本先生御存じのように、いろいろな法律、規制が相互にある。御存じのように、幼稚園だつたら文部科学省、保育園だつたら厚生労働省、こういうものが分かれていることによって非常に不便なところがあったり、一緒になつたらより効率化ができるのになんかということがある。僕は、そういう意味での一元化論、いかに子供たちの、国民のために一元化論がプラスになるかということを考えた議論だと思っております、いかがでしょうか。

○根本議員 はい、わかりました。

まず、要は概念的な整理をすれば、幼稚園と保育、これは明らかに、幼稚園というのは教育で、それから、保育というのは、保育に欠ける児童を預かるという意味での保育。したがって、幼稚園と保育所というのが併設しているわけですね。これを全くイコールにしないという話は、私は、そこは概念は違いますから、幼稚園と保育園というのとは別建てであるんです、担当省庁も違う。実は、大事なのは、子供の立場に立つたときどういう取り組みが必要か。例えば幼稚園では、預かり保育というのを、つまり午前中は幼稚園、それで、保護者のニーズが高まっていますから、午後も預かり保育というのをやるようになってまいりました。私は、これはいいことだと思っております。

それからもう一つ、私は、機能的な幼保一元化論というのが必要なんではないかと思うのは、例えば子育て支援で、幼稚園の方でも教育センターをつくって、そこで子育て支援をする、そういう取り組みも出てくる。一方で、保育園の方では、保育所に子育て支援センターをつくって子育て支援をする。私は、それは別々にやるべきではなくて、子供の立場に立つのであれば、子育て支援というところからは、教育センターで幼稚園の子供を対象に子育て支援ということではなくて、そこは自治体の場で統合して一緒にやるなり、連携を密にするなり、そういう対応が必要だろうと思っております。

それから、大事なことは子供をどう健やかに大切に育てるかということですから、やはり幼稚園と保育所の機能的な連携というのは非常に大事だと思います。二年前に補正予算で二千億の子育て支援のお金を出したときには、文部省と厚生省が一緒になって子育て支援のための政策を展開しました。私は、そういうことが非常に極めて大事だ、こう思います。

○佐藤(公委員) ありがとうございます。

本日はもうと議論したい。僕は、きょうはすこ

くうれしいのは、政府・与党一体化で議論している感じがする。こういう形で委員会とか国会が運営されると、僕はおもしろくなると思うし、本音の話ができますよね。どうか先生方にも、こういう対面方式で話ができ、言い合えるような形を考えていただければありがたい、与党の中でも御協議を願いたいと思います。

もう戻ります。済みません、余計なことですが、そういう中で、平成十二年の社会福祉施設等調査の概況ということがございますけれども、見させていただく中で、保育所の私営、公営、入所というかが在所率というのが随分違うようにも思えます。この違いをどういふふうには厚生労働省さんとしては分析をし、また、いい面、悪い面、どこに問題点があるのか、なぜこういうふうになるのかを簡単に答えたくありません。

○岩田政府参考人 社会福祉施設等調査の結果でございますが、平成十二年十月一日現在の定員の充足率については、公営保育所と民営保育所で大きな違いがございます。公営保育所は九一％、定員に対して現在実際に入所しているお子さんの割合でございますが、これが九一％、民営保育所の場合には、一〇九％というふうになっております。

保育所における児童の受け入れにつきましては、従来から新エンゼルプランで推進してまいっておりますけれども、特に都市部を中心にいたしまして多数の待機児童がおられる。これに対応するために、保育所の定員の弾力化、最低基準を確保する枠の中の弾力化でございますが、これを進めてまいったわけでございます。本年度は、さらに定員の弾力化を一段と拡大をいたしましたし、子供が年度途中に入所をする、そのために保育士を余計に加配しないといけないという場合には、その部分は短時間勤務の保育士を充てていきたいと思います。率直に申し上げまして、公営の保育所はそれぞれの地域で大変重要な役割を担っているため、最低基準を守った上で定員の弾力化の受け入れの

努力は、残念ながら民営の保育所と比べてその取り組みがおくれている感じがいたします。

○佐藤(公)委員 やはり皆さんいろいろなお立場があると思います。あると思いませんけれども、待機児童ゼロとかいろいろと子供たちのためを考えたら、何のためにだれのためにきちんとしたことをやっていくのか、そういうことを見据えて、やはり早くやれるもの、指導していくものはないか、いろいろと意見も聞きながら、議論もしながら、必要だと思えますけれども、お願いしたいかと思えます。

もう最後になりますけれども、また私の考えを一つお話をさせていただければ、やはり今回の少子化ということ、少子高齢化ということの一つの出発点としてこういうようなことの議論が出てきていると思うのですけれども、これに関して、少子化ということばかりが議論されておりますけれども、やはりこの場で私がいつも思うことは、高齢者の方々のいかにシステムの中に入れて、失礼な言い方ですが、活用していくかということの話を一緒にセットするような議論があってもいいんじゃないかなと。

例えば、待機児童、いろいろなお立場の方々がいるので御意見があると思えますけれども、私も皆さん方も、地元で、お年寄り健康でいい方、いい経験をお持ちの方、たくさんいらっしゃいます。そういう方々を活用した保育というか、そういったシステムの新たな発想が必要なんじゃないか。

それこそ老人ホームと一緒につくった形でのやり方、安全性、いろいろとあるかもしれない。あるかもしれないけれども、そういう前向きな何か議論をもっと、厚生労働省の中でも出ているとは思いますが、表に出して、与野党ともに、また関係各省の方々と話をして、お年寄りの方々を活用した、生きがいを持つてもらおう、働いてもらおう、僕らにその経験と知恵をもらおう、子供たちにいい教育もしてもらおう、こういうものもつくられるようなシステムというものが僕はあってもいいし、そういう議論をもっと活発になってもいいと思うんです。

まさに私が毎回言っていますのは、本当に、聖域なき構造改革は聖域なき意識改革、それをやっていくリーダーシップというのはまさに厚生労働大臣のリーダーシップだと思えますが、最後に大臣の御意見をお伺いして終わりにしたいかと思えます。いかがでしょうか。

○坂口(国務)大臣 今回の法律は、乳幼児の問題をどうするかということですが、御指摘いただきましたように、高齢者との関連というのも当然これはあるわけですが、高齢者の皆さん方の中には非常にいろいろの知識を持たれた方々がおみえでございますし、その人たちはいわゆる人生の達人だと思っております。高齢者の皆さん方の中にも、我々の知識を生かしてほしい、こういうふうにおっしゃる方がございまして、そして、名前は達人社会と呼んでほしい、こういうふうにおっしゃる方がございまして、私もそれはそのとおりだと思っております。

人生の達人であります、その今までの経験、知識、そうしたものをこれからの子育ての中にと生かしていくか。それは決してお金をどう出すとかということではなくて、その人たちをこの社会の中できちんと位置づける、立派なそのお考えを私たちが十分に社会の中に生かさせていただく、そういう社会が大事ではないかというふうに思っております、あらゆる分野でそういうことが言えるというふうに思います。

教育の面もわかりでございますが、今回のこの子育ての問題に對しても、そうした皆さん方のお立場というものを今後取り入れていくということが、日本の将来にとって、高齢化社会を迎えます日本にとって大変な大事なことではないかと思っております。

思っている次第でございます。

○佐藤(公)委員 私もそう思いますので、どうかそういう部分でうまく組み合わせをした新たなシステム、枠組みというものが必要だと思えます。そういうことで、ひとつ大臣にはリーダーシップをぜひお願いをいたしたいかと思えます。我が党でも似たような、近い政策がありますので、いつでも聞いていただければ説明にお伺いします。

そして最後にもう一点だけ。経済状況は、副大臣、大変な状況です。その辺を意識していただいて御発言をお願いいたします。

これでは私の質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございます。

○鈴木(委員) 次、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 日本共産党の小沢和秋でございます。まず、育児・介護休業法改正案について一言申し上げたいのです。

我が党は、政府提案を積極的な意義を持つものと評価しておりますが、さらによくしたいという立場から、二十六日、我が党の改正法案を参議院に提出いたしました。主なポイントは、一、休業に当たっての所得保障を六割に引き上げること、二、不利益取り扱いの禁止強化、三、休業期間の延長や分割取得を認めること、四、看護休暇の創設、五、中小企業主への助成額引き上げなどでありました。ぜひ参議院段階でこの提案を取り入れていただくよう、各党にお願いをしておきます。

さて、本日は、与野三党が提案した児童福祉法改正案について質問をいたします。

この法案の中には、認可外保育所の届け出義務化、保育士の制度化など、賛成できる内容もありません。しかし、まずお尋ねしたいのは、小泉首相が初めての所信表明以来公約してまいりました待機児童ゼロ作戦を具体化したこのように重要な法案を、なぜ政府提案としなかったのかであります。育児休業法に関連して民主党が提案した児童福祉法案を受けて、与野が対案としてこの案を提出してまいりました。そして、わずかな審議でこのような重要法案を他の法案と一緒に通してしまおうようなやり方は到底承服することはできませんが、提案者はその点をどうお考えになりますか。

○根本(議員) 先生今お話がありましたように、そもそもこの法案は、先の通常国会で民主党の方から認可外保育施設に対する届け出制というものを内容とする児童福祉法の改正案が提出されました。民主党さんからこういう法案が提出されたものですから、一方で保育ニーズが非常に急増して認可外保育施設も増大している、あるいは乳幼児の事故も社会問題化している、こういうことをきちんと重く受けとめようではないかということ、実は我々野党として議員立法という形で出すのではないかと。

それで、出すに当たっては、単なる届け出制というだけではなくて、届け出制を導入するのであれば、それは情報提供もして利用者への便にも資するように、そして指導監督も強化し、機動的、弾力的な監督もやれるように改善、公表制度も盛り込もうと。それから先生も今御指摘がありました。保育の質の担保が求められていますから、保育士の名称独占資格、これもしょう。それから児童委員も、児童虐待防止法の制定も含めて、児童委員あるいは主任児童委員の役割が多様化して、委員から、児童福祉法を改正するのであれば内容をより豊かにして盛り込んでやろうということ、議員立法として提出することにしたわけです。

○小沢(和)委員 次々くつづいて、最後には結果として大変な法案になったというお話のようですねけれども、それぐらいだったら私は政府案として出してほしかったと思えます。

次の問題は、なぜこんな政治問題になるほど待機児童がふえたのか。そうなる前に解決できなかったのかということでもあります。八〇年代に中曾根内閣が旗を振った行政改革のあおりで、保育所への補助金が十分の八から十分の五に引き下げられ、これ以後、全国的に市町村の保育所整備が

停滞いたしました。その一方で、九〇年代に入り、子供を産んでからも働き続けたいとの女性の意欲が急激に高まり、保育要求も大きくなりました。しかし、政府は、まともな公立保育所を増設しようと思わず、規制緩和による定数増や定員オーバーの容認で対処いたしました。

厚生労働省の資料では、九四年から昨年度までに入所児童数が約二十万人ふえておりますが、大部分は定数増や定員オーバーによるものであります。それでも入り切らない児童のうち、一万数千名を認可外保育所に押し込んでおります。しかし、それでも待機児はふえ続けて、昨年四月には約三万三千名に達しております。

大臣に伺いたいのですが、先ほどの答弁では、その時々に必要な手は打ってきた、しかし、待機児が予想以上にふえたためにこうなったというお話でございますが、本格的な施設の整備などをせず、その場しのぎでお茶を濁してきたツケが今こういう形で回ってきたのではありませんか。

○坂口国務大臣 小沢議員も、よく御理解をされた上でいろいろの御発言をしておみえになるものと思っておりますが、現在の経済状況を考えますと、大変な国際化をされてまいりまして、そして、その中に、日本の高齢化と両方の中で現在日本の企業は置かれていくわけでございます。

そうした中で、やはり女性の皆さん方も働いていただかなければならない、そういう経済環境がだんだんと進んでまいりました。したがって、初め予測をしておりました以上のお子さんを預けたいというふうに思われる方がふえてきたことは事実だと思っております。

先ほどもお話ございましたとおり、待機児童をなくするというので二千億の予算を組んでまいりまして、そして三万二千でしたか三千でしたか、ちょっと正確な数字は忘れちゃったけれども、三万二、三千の皆さん方の待機児童をなくした。なくしたのですけれども、ちゃんとその分また次にふえてきたという現象が起こつてきておるわけでございます。

これは、現在のこの経済の流れ、そして企業の中の状況等々、それらのことによつて起こつてきているというふうにご考へておいて、その状況にやはり対応した形をとつていかなければならぬ。時代は変わつてきたなという感じを私たちも率直に今受けていくわけでございます。

したがって、新しくまたここで待機児童ゼロ作戦として十五万人分用意をする、今、十二年の四月では三万二千名の待機児童でございますけれども、恐らくその皆さん方を埋めたといつても、また次に新しい待機をなさる方が出てくるであろう。そうしたことも見込んで、とにかく三年間で十五万人、ひとつふやしていく体制をつくり上げていこうということになつた次第でございます。

○小沢(和)委員 共働きの夫婦にとつて、幼い子供たちを安心して預ける先がないということほど不安でつらいことはありません。私自身、ずっと共働きで二人の子供を育ててまいりましたが、当時は三歳まで預ける保育所は全くなくて、親戚や知人などを頼るほかはありませんでした。その体験から、私自身も、みんなが無認可保育所をつくらうとか、学童保育所を始めようとかいうような運動にも参加をしております。

あれから四十年もたつた今も、三万数千人待機児がいるということは、この分野でいかに国の施策が貧困であつたかということを示す以外の何物でもないということをおもひます。

本来、住民に必要な保育所を設置し運営するのは、地方自治法や児童福祉法で市町村の責任とされております。国は、それを支援する責任があります。

七月六日の閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」にも、保育の拡充は公立と社会福祉法人を基盤としつつ、さらに民間活力を導入しと記されております。この言葉どおりであれば、八〇年代に国の補助率を大幅に引き下げて保育所の整備を停滞させたりした誤りを、これを機

に正さなければならぬはずであります。ところが、本改正案は、基盤とされている公立及び社会福祉法人立の拡充には一言も触れておりません。第五十六条の七で、保育への需要が増大している市町村は、「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。」と規定し、市町村に事実上、公立を増設することではなく、企業の参入を求める努力を義務づけております。

これは、事実上、閣議決定と違う方向ではないでしょうか。ついでながら、ここで言う「その他の多様な事業者」とは何を想定しているのか。提案者にお尋ねします。

○塩崎議員 小沢委員の御指摘でございますが、その他の必要な措置として、いろいろこれからPFI等々の指標も設けようと言っておりますが、基本的には、先生今おっしゃつたように、保育に係る基盤整備を図る責任というのは、当然のことながら市町村にあるわけであります。

ただ、そのサービスの提供の主体については特段の規定が置かれていないわけではなく、また、昨年三月に、御案内のように、この主体についての規制緩和が行われました。この一年余りで行われているところ、新しく市町村あるいは社会福祉法人以外の主体による保育所の認可状況を見ても二十七日あります。先ほどもちょっと御質問にお答えいたしました。学校法人が六、宗教法人が六、株式会社、有限会社、財団法人、このうち個人が五、あとNPOが三、という格好になっております。

宗教学者、NPO、もちろん個人もおりますが、そういうところが、今までできなかったところが、こういうことでやれるようになってきた。

こういうことで、もちろん、この基準については、再々先ほど出てくるように、その最低基準は認可の場合にも国がきつと決めているわけでもございますし、今回も、公設民営であろうとも公であろうと民であろうとも運営する者が守らな

きやいけないものは同じだ、こういうことでありますから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、何といつても一番大事なのはサービスの質、つまり、いい保育が行われるということが担保される仕組みの中で、民間の知恵も活用しながら、どうやって待機児童の解消を早期に図るか。それも、公的な部門の負担を、資金的な負担を軽くしながら、ということは税負担を軽くしながら、どうやって工夫をできるのかということだろうと思っております。

○小沢(和)委員 私は、閣議決定でも、保育の拡充は公立と社会福祉法人を基盤としつつ、さらに民間活力を導入しと書いてあるところから見れば、公立などをつくるという積極的な努力もしながら補充的に民間の活力も活用する、こういうのが閣議決定の立場ではないかという気持ちでお尋ねしたのですが、いかがですか。

○塩崎議員 先生の肝心なお気持ちを、少しお答えをせずに、大変失礼しました。おっしゃるとおりだと思いますが、基本的には、今回の、特に待機児童が多いところというのは都市部になるわけですね。そうすると、市長さんがどういう方法で待機児童解消をするのかというところにかかっているわけであつて、もちろん国がそれにバックアップをつける、今度は貸与をする場合にも補助金をつけましょう、こういうことをやろうと言っているわけでありませぬ。

基本的な哲学は、今申し上げたように、責任は市町村にありますし、今まで、五十年の脈々たる歴史を持つて社会福祉法人もやつてきた、もちろん公営の保育園もやつてきた、それがベースであることは変わりはないわけでありませぬけれども、何といつてもスピーディーに待機児童の問題を解消しようというときに、それぞれの市町村長さん、特に市長さんたちが、あるいは東京や大阪の区長さんとか、そういう人たちがどういうリソースを活用してやるのかということの中に貸与というのも出てくるだろうし、例えば貸与の中でも、PFIもあれば、それから今の空き教室、空き学

校、そういうところを活用するというのも入ってくるわけであつて、基本的な哲学は変わらない中で、どうやって民間の力を活用して導入していくか、こういうことだと思ひます。

○小沢(和)委員 私には民間の活力を活用すると言つてゐるのではないのですけれども、市町村が主体になってやるべき仕事をやらないうで民間だけ活用しようというのには納得がいけないということをお私に言つてゐるわけですか。

次に聞きますけれども、この法案ではPFI法を活用することを送つたと言つておられます。確かに、当初与党三党案として伝えられたものと比較すると、その文言は削られておられます。しかし、第五十六条の七では「公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずる」と書かれておられます。

公有財産の貸付けはPFI法の重要な手法の一つで、その上、その他の必要な措置を講ずることでもできるのであれば、言葉を削つても、PFI法を活用するという考え方はそのまま残つてゐるのではないのでしょうか。さつきから答弁者はそのことをもう認めておられるようなのですが、そうだったら、何でこの文言を変えたのか。これはPFI法を活用することを見送つたようにも見えるし、非常にそういう点でかえつて紛らわしくしてしまつた、初めから、言われてゐるとおりの案を出してもらつた方がよほど我々にははつきりわかるのではないですか。

○塩崎議員 繰り返し申し上げますけれども、大事なことは、ニーズがまずあつて、それは待機児童が多くてこれを解消しなければいけないという社会的な大事なニーズ、それに対してどうやって対応するのかという中で、今回の無認可への届け出制等々いろいろのものをやろうと言つてゐる中に今回こういうのが入つてきてゐるわけでありまして、保育の質を確保しながら、しかし財政的に市町村長さんたちも苦しいわけでありまして、どうやってそれを同時に解決をしていくのかという中で当然PFI的な手法というのは考えられた

わけでありませう。

もちろん、我々の中で、明示的にやろうという考え方もございました。ただ、他の政党の中で、もう少しそこは考え直してもいいのではないだろうかという意見もありました。しかし、PFIというのは公的な負担の軽減に、長い目で見るとそれはつながらないかも知れないけれども、まず第一に資金繰りでうまくいくかも知れない、そして民間活力を活用することによつて、先生も今お認めになりましたけれども、そのことによつてコストダウンが図られて、結果としてタックスベイヤの負担が減るといふこともあるということと、我々としては決してPFIを否定してゐるわけではないわけであつて、それは市町村長さんたちがそれぞれの目的に応じてやるときにおとりになる手法である、それを認めるという意味でこういう表現にしたということ、いろいろな議論の末にこういうふうになつたというふうにご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○小沢(和)委員 以下は政府にお尋ねをしたいと思ひます。

企業は本来、利益追求を目的として活動するものであります。保育所に企業が参入するためには、利益を上げ、それを配当し、さらに他に自由に投資することが認められることが必要です。既に七月の総合規制改革会議の中間取りまとめでも、「民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金の使用に関し、保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図る」と明示しております。

この取りまとめどおり、近い将来利益の自由な処分を認めるのか、この際はつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○岩田政府参考人 保育所の運営費は、最低基準を維持するための経費として支弁されておられます。保育単価、これは子供の年齢ですとか保育所の定員規模で決まつていくわけですから、保育所の定員を前提に積み上げて、そして補助をいたしております。したがらいまして、配当を行う前提と

なるような利益相当分、大きな利益相当分が生ずるといふことは通常考えにくいわけでございます。

なお、保育所運営費を配当や保育事業以外へ繰り入れたという施設が仮に出た場合には、補助金の一部でございますけれども、公共施設とそれから私立の施設の職員給与の格差を是正するための民間施設給与等改善費、民改費と言つておられますが、その支給をしないといったような取り扱ひをいたしております。

今小沢議員が言われました総合規制改革の中の議論でございますが、主張なさつておられる先生の御意見は、保育所、保育事業に再投資できるような余地をもつと認めるべきではないかという趣旨の御意見であるというふうにお思つております。利益をたくさん生んで、それをほかの事業に持つていくとか、役員、株主の間で配当するということのようなことを念頭に置いた御意見でございます。また保育のために投資ができるような仕組みにできないかといったような御議論でございます。

総合規制改革の御議論も伺いつつ、会計基準をどういう形にするのが保育所を運営していただく株式会社等の会計基準として適当か、これからまた引き続き検討してまいりたいと思ひます。

○小沢(和)委員 もうかるような単価にはなつておらない、だから配当まで想定してないというお話ですけれども、会社の参入を認めるということとは、会社は利益を生むように活動しなければならぬわけですから、そうすると、どうしても、さらに利益を生もうということ、いろいろと工夫することになると思ひます。

その点でお尋ねしたいのですが、これまでの規制を撤廃したり一層緩和したりすることによつて、保育所の運営をもうかるような仕組みにしていくということはないのか。特に保育所運営費の八割は人件費と言つており、一番手っ取り早い効率化は、保育士の人件費削減です。実際、東京都三鷹市の市立保育所の運営が今年四月から

企業に委託されておりますが、所長以外はすべて一年契約の保育士で、賃金も大幅に切り下げられたと聞いております。本法案によつて、こういうやり方が広げられていくことはないのか。

また、もうかる保育所にするためには、さらに児童の処遇の切り下げも必要となります。大阪府堺市では、民営化で、保育士の人件費切り詰めとともに、児童の経費も三十六万七千円から十八万一千円に切り下げられたと聞いております。既に数年前から、児童一人当たりの床面積も小さくてよいこととして、定数増をさせ、その上、定員オーバーを認めるようになったことは先ほど申しました。その結果、各地でひどい保育状況が生じておられます。奈良市内の保育所では、児童が部屋からあふれ、廊下で食事をしてゐると写真つきで新聞に報道されております。これは去年の新聞ですけれども、写真が載つておられます。そういう、同じような状況が大都市を中心にかなり広がつてゐるようでありませう。

大臣にお尋ねしたいんですが、こうした状況を直ちに改善すべきではありませんか。

○岩田政府参考人 私の方から先に事務的な御説明をさせていただきますと思ひます。

今先生さまさまなことを御指摘なさいました。すべて最低基準を遵守する、保育指針の内容を遵守する、そういう大きな前提の中の私どもの取り組みでございます。

そして、認可保育所は、運営の主体のいかんを問わず、ですから社会福祉法人であれ株式会社であれ、その最低基準を遵守する、そのために必要な人件費等の運営費を支弁してゐるわけでございます。

そして例えば、補助金の人件費をほかの科目に流用するとか、先生のお言葉を使ひますと、人件費を切り詰めて、あるいは児童に対する処遇を切り下げて、そして余剰をつくつて積み立てるといったようなことを先生御指摘されましたけれども、そういう余剰金を積み立てるといったような場合は、これは自由にできるということではござい

ませんで、都道府県が関与をして、そして、人件費をほかの科目に流用していいか、あるいは積立金を認めるかというようなことを監視いたしております。

その場合に条件が幾つかございますが、人件費が適正に払われているとか、児童の処遇が適正になされているというようなことは条件の中に入っておりまして、そういうことをなし崩しにして、人件費を削ってほかの科目に持つていくとか、余剰金を無理無理生み出すとかというようなことは、今の仕組みの中ではできないように菌どめをかけているところでございます。

○小沢(和)委員 菌どめをかけていると言いますが、実際にこういうことがあるということを私は指摘しているんですから、ぜひ調べて改善をさせていただきます。

今、保育士の労働条件や児童の一般的な処遇の改善ということを申し込んだんですが、それにとどまらず、給食の安全性にかかわる問題まで起こっております。

先日、私の地元の保育所から、うちではゼロ歳児保育をやっているが、乳児三人に一人の保育士を配置しているものの、調理員の配置が少なく、離乳食にまで手が回らず、配置された保育士が乳児室で調理を行っている、これでは衛生面でも心配だ、何とかならないのかとの陳情が参りました。

これは、厚生労働省の通達を受けて、定員よりも相当に上回る児童数を受け入れております。しかし、調理員の最低基準は、四十六人以上に二名配置、百五十一人以上に三人配置で、それ以上何人児童がふえてもそのまま決められております。これでは、月齢も発達段階もさまざま、子供の状況に応じた離乳食をつくることは不可能なので、いたし方なく保育士が調理に加わっているわけです。

この保育所では、以前も保育士が調理をして食中毒事件を起こしたことがあるということでも、もうこんなことは繰り返したくないと思ひ余つての

私への訴えだったわけでありまして。

私は全国の状況についても調査しましたが、こうしたことは各地で常態化しております。国の最低基準そのものが低いことが問題だと思ひますが、調理員ではない保育士が離乳食調理を行っている現状を至急改善する必要があるのではないかとお尋ねします。

○岩田政府参考人 食中毒などがあつてはいけません。というのは、先生の御指摘のとおりだと思ひます。

調理師につきましては、何人設置をするというのは最低基準ではございません。これは、国が補助金をするときの積算の基準として、今先生が引用なさいました子供の定員の人数規模に応じて、目安として調理師何名ということも積算の計算上のものとして用いておりますけれども、最低基準はございません。

したがって、市町村あるいはその施設が、その責任で何人調理師を配置するかというのはお考えただいてお決めいただくことになっております。

○坂口國務大臣 どういう分野であれ、公的な機関が全部やらなければ国が回らないというふうなことはいいけないと私たちは考えておまして、できる限り民間の皆さん方をお願いをして、民間の皆さん方におやりのいただく中でやはり回転を上げていくという国づくりをやらなければならぬと思つておられます。したがって、この保育の問題につきましても、民間の皆さん方に積極的に御協力をいただいでいかなければならぬというふうにお思ひしております。

いろいろ悪い例をお挙げいただきました。確かにそうしたところもあるいはあるのかもしれない。それは改善をしていかなければならぬというふうにお思ひしますが、しかし、民間の保育の中で立派に、公的な保育所以上に立派な保育所をおやりにいただいでおられますところもたくさんあるわけでございます。一、二そういうところがあるからといってすべて民間はだめだという論理は、や

はり少し無理がある。私たちは、そうは考えておりません。

すべての人的配置等につきましても、今局長から申し上げましたとおり、その最低ラインというのは決めているわけでございます。しかし、それから、それはお守りをいただくように我々はしていかなければならぬわけでございます。けれども、それがNPOであれ、あるいはまたそれが株式会社であれ、立派におやりのいただけるような体制を私たちはつくり上げていくことに努力をしなければならぬと考えているところでござい

○小沢(和)委員 時間が来たようですからもうこれで終わりますけれども、厚生労働省が下さった資料によりまして、保育所における食中毒事件は、昨年までの三年間で四十八件、患者数で合計千八百三人に上つております。ひとい年は年間患者数が七百四十九人。原因の多くは、サルモネラ菌によるもの、あるいはO157によるものなど、抵抗力の弱い乳児等にとつて命にかかわる深刻なものが多いわけですね。

だから、重ねて申し上げたいんですが、せめてゼロ歳児保育を実施している保育所への調理員の加算を緊急に行うというぐらゐの措置は考えませんか。

○岩田政府参考人 食中毒は本当に申しわけないというふうにお思ひしております。その都度、原因の究明に努め、問題がある場合には都道府県を通じて指導いたしております。繰り返し繰り返し関係者の注意を促しているところでございます。先ほど申し上げましたように、調理員を何人配置するかということにつきましては、市町村の責任でやつていただいでおりますので、直ちに国の補助金の中でというのはなかなか困難かというふうにお思ひます。

○小沢(和)委員 終わります。

○鈴木委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

けさは、午前中は、育児・介護休業法の参考人の方々のさまざまな御意見をちょうだいいたしました。前半は、育児法の確認を幾つかさせていただきたい点がございまして、御答弁をお願いいたします。

まず、やはり今回の育児・介護休業法の中で、有期雇用、期間が定められていた労働者の有期雇用労働者を育児休業制度の対象とするということについて前向きにしっかりと取り組んでいただきたいと考えますが、御答弁をお願いいたします。

○坂口國務大臣 議員との間でいろいろとお話し合ひをさせていただいてあるということでございますので、少し読ませていただきますが、申しわけありません。

労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となつてくる場合には、育児休業及び介護休業の対象となるので、どのような者がそれに該当するか、できる限り明確な指針で定めることといたしたす。

○中川(智)委員 指針の内容といたすのに非常に重いものがあると思ひます。ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

そしてまた、次なんですけれども、いかに両立でお互いに責任を持ちながら頑張つていくかというところでは、やはり今のような残業、さまざまな長時間労働というのが本当にネックになつてまいます。短時間勤務制度というのを一律に義務づけるということなど、勤務時間の短縮の措置というのに対して前向きな取り組みというものが今回きつちりされるかどうかを伺いたいと思ひます。

○坂口國務大臣 今回は勤務時間の短縮等の措置の義務の対象となる子の年齢を三歳まで引き上げました。勤務時間の短縮等の措置は小学校就学の始期までの子供を対象とすることが望ましいと考えております。措置の導入が今後進むに従ひまして、今後積極的な指導、支援に努めてまいりたいと思ひます。



○中川(智)委員 今の大臣の御答弁で、あくまで短時間労働がベースになるべきだと方向性が示されたという理解をいたしまして、期待をいたしております。

次ですが、やはり男性の休業取得促進というのがなかなか前に進まない。とつた方は、それで新聞で連載ができるぐらい珍しいという形で取り上げられております。非常に情けない状況だと思っておりますが、それはやはり職場の環境というのが非常に大切だと思います。男性の育児休業取得促進のためにしっかりと取り組むべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○坂口国務大臣 育児休業取得者に占める男性の割合は、平成十一年度で二・四%と低い水準にございます。この背景には、固定的な性別役割分担意識でありますとか、あるいはまた職場優先の企業風土から事業主や職場の理解が不足している現状もあると考えております。

このようなことから、今回の改正法案におきましては、固定的な性別役割分担意識の解消でありますとかあるいは職場優先の企業風土の是正を図りながら、仕事と家庭の両立を容易にしますため、国が意識啓発を行うことを盛り込んでいくところであります。

法案が成立いたしました晩におきましては、男性の育児休業の取得促進に配慮した広報、啓発を早急かつ積極的に行うとともに、男性の育児休業取得促進について調査研究を行い、有効な措置を講じてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 やはり両性が、子供を男性も女性もともに育て合う、それによって子供自身のさまざまな影響というのには非常に深い。

私も子供を二人育てましたが、すごくたくたくに疲れて帰ってきた夫も、一番大変なときに子育てと一緒にやらなさいと将来説教ができない、本当に大変なときに人に任せきりだと説教ができないということ、眠い目をこすりながら頑張っていました、本当に、昼間ゆったりと買い物に行ったり散歩に行ったり公園で一緒に遊んだり、そし

ておしめをかえたり料理をつくったり、すばらしい体験だと思っておりますので、ぜひとも男性にその環境をつくっていただきたいと思っております。

最後ですが、フルタイム労働とパート労働との相互転換制度というのを社民党はかなり主張してまいりました。これに対して、男女労働者に対してそのライフスタイルに合わせた働き方というのを進めるための指針の策定が必要と考えますけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 各企業が仕事と子育ての両立など労働者のライフスタイルに応じた多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組むことは、非常に重要であると思っております。

今後とも、正社員と非正社員の短時間勤務制度の普及やパートタイム労働者のフルタイム労働者への登用の促進等を含めまして、労働者のライフスタイルに応じた柔軟な雇用管理システムのあり方などについて幅広く議論を進めてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 それでは、続きまして児童福祉法の質問に入らせていただきますと思っております。

私は、育児・介護休業法、これに関しては、一歩前進、遅まきながら一歩前進だと考えております。この児童福祉法も一歩前進と言いたいのですが、進んだその一歩が沼地であるということ、非常に心配しております。なるべく倒れない、ずぶずぶにならないように、幾つかの点を質問したいと思っております。

私も民間活力というのは非常に大事だと考えております。公の部分で余りにも進まない、その中で、やはり相互に補充し合うということは大事だと思っております。

私もいろいろ経験をしてきました。保育所にアルバイトで勤めたことがあります。本当に物すごい重労働です。午睡といって、お昼寝を子供たちがしたときには一息できるのじゃないかと思われると思うのですが、子供というのは同じ時間にびたっと寝ないのですよね。こつちが寝た

らこつちが起きる、こつちが起きたらこつちが泣きますので、お昼休みはほとんどない。ちよつと時間があったところには連絡帳とかをわあつと書いて、また次、外に遊びに行く。

ともかく大変です。お給料を五十万ぐらい差し上げないと本当に労働は見合わないと思うぐらい大変です。それは私が経験しました。やせましたものね。私は議員をやっているなかやせないのですが、アルバイトに行つたときはやせました。でも、やはり子供がかわいい、子供が宝。

そして、そういう信頼関係を結んでいって、そして親がわりです。ね、保育所というのは親がわりなんです。ですから、一人の保育労働者が長く勤めていって、子供たちの小さいときから小学校に送り出していく、そこまで見ていく、そのように安定した職場であるべきなんです。

ところが、今回の民間参入、保育料は一緒、そしてさまざまな基準は定められている。そこで、企業がいつまでたっても、やはりどこかで利益を生まなければいけない。保育所経営の人員費というのは八割です。ね。医療関係なんかは四割とか五割とかいろいろあるところがあるでしょうけれども、やはり総じて保育の経営というのは人員費八割のところと考えていかなければいけない。そうなりますと、質の低下というのが危ぶまれて当然だと思っております。

今回の法案も、予算関連できつちりとその予算もつけて、それでそのような事態に陥らないようにという形で法案が提出されているならば、私はその一歩前進のその先がしっかりと道であるかというふうな期待も抱くわけですが、今回は、あとは頑張つてちょうだいよと、ともかく小泉さんがゼロ、ゼロ、ゼロ、待機児童ゼロと言つちやつたという手前もあるし、またいろいろの事件があつたということもあってしょうけれども。

結局、民間参入をしたときに、保育の質を低下させないために第三者評価システムということ、今回おやりになると伺いました。それはどことがどのような責任を持つてどのような体制でやるのか、明確に示してください。

○岩田政府参事人 保育の質を確保するために本当にしっかりとやらなければならないと思っておりますが、まずは最低基準を必ず守る、それから保育指針という、これはソフトの分野ですけれども保育指針も守る、これが大前提でございます。その上で、経営主体が多様なものが参入いたしますので、サービスを利用する方がしっかりといい保育所を選択できるように、そういうことで二つのことが大事だと思っております。

一つは、情報公開、ディスクロージャーだということに思っています。情報公開を市民、利用者にとって最良のいいといういい保育所を選んでいただくというのが一つでございます。もう一つは、第三者、専門家である第三者が評価をし、その評価結果を利用者にまた提供するというところでござります。これは今研究会を設けて研究いたしております。これは今研究会を設けて研究いたしております。これは今研究会を設けて研究いたしております。これは今研究会を設けて研究いたしております。

○中川(智)委員 その評価がどのように行われるかということが大事であつて、もう民間参入して、その前にそれがあつて、そういう基盤整備ができてからこのような法律がきつちり通るといふならわかるんですが、今、検討会でどういふことをやっていくか、その中身さまだ示されないという状況ですね。今、もう一度ちゃんと第三者機関の評価システム、もう少し明確に答えてください。

それと、それに関連するんですが、現在、認可外保育所に対する県の監査でも、都市部では二年に一回です。二年に一回というのが現実です。その監査さえ、待機児童の私的契約などという当たり前の重大なものを見逃すなど不十分なまじりません。都市部では認可外というのは膨大な数になっているわけですね。そのソフト、

そのような人材というのがきつちり確保できるのか、どこまで積極的な調査を行えるのか、これが甚だ疑問ですから、そこをもう少し、どうなつて、どのような機関が、どこが責任主体で評価システムが行われるのか、答えてください。

○岩田政府参考人 今は、評価基準の中身の検討がやつと試案ができたということでございます。例えば児童福祉施設、いろいろな種類がございますけれども、保育所ではどういう項目についてチェックすべきか、児童養護施設の場合にはどういふ項目をチェックすべきかといったようなことについて議論を重ねていただきました。検討項目といましようか、チェック項目について試案ができています。

これから早急にやらないといけないことは、実施をする機関、まさに先生がおっしゃいました、これは第三者、保育所でもない、行政でもない、利用者でもないということだと思いますが、第三者の機関で評価をしていただくということになると思いますが、具体的にそれはどこにお願いするのかとか、それから、実際に評価をする方の資質の問題もありますので、評価者の養成というのにも急いでやつてまいらなれないかというふうに思っております。また具体的なお答えができませんし、申しわけございませんけれども、今年度中には固めたいというふうに思っております。

あわせて、認可外保育施設に対する立入調査についてですけれども、やはり膨大な数がございますので、今は優先順位を決めてやつていただいておりますが、いわゆるベビーホテル、これは全数必ず立ち入りをしていただくというのをやつていただいておりますし、また、問題が発覚したようなところは緊急にいつでも立ち入るといふようなこともやつていただいております。また、市町村のお力をかりなければ都道府県だけではできませんので、市町村との協働体制というの構築していただきたいというふうに思っております。

○中川(智)委員 その市町村からいろいろな意見

を聞きましたが、市町村は納得していませんから。市町村は一生懸命、空き教室を利用したりとか、最低基準に市町村のお金を上乗せしてきつちりした質のよい保育をやるために一生懸命努力しているのに、いきなり企業参入とばつと頭越しにということ、市町村の批判がかなり強かつたです。市町村の御意見というのはしつかり聞いた上でのお話でしょうか。市町村の協働体制というのには盤石でしょうか。

○岩田政府参考人 さまざまな機会に、年に相当の回数になると思いますが、都道府県それから指定都市、中核市、このあたりとは会合する機会が何度もございまして、私どもの情報、私どもの問題意識と自治体がつたつておられる情報、問題意識をすり合わせしながら、そういうものを共有しながら一歩一歩進めてきているつもりでございます。自治体の御意見をしつかり聞きながらこれからは先生がおっしゃるとおりだと思います。

○中川(智)委員 やはり、最低基準とか保育指針といて、結局それを守るためにどこにしわ寄せが行くか、私は子供だろつと思つてます。保育の質を低下させないということ、子供をどう国が守つていくのか、その基本的なものをきつちり持つていないととても悲惨なことになるところで、ぜひともしつかりした評価システムをつくつていただくようお願いいたします。

それと、やはり先ほど申しましたけれども、保育士の身分保障。今企業参入している企業でも契約は一年契約ということ。アメリカでも、もう既に市場原理の中で民活でやられてるわけですが、結局長くて四年。アメリカの場合も保育士の雇用形態というのが長くて四年、四年に一回はかわつてしまふ。そこで、やはり私は、親がわり保育士がごろころかわるといふこと、それがいかに子供の成長にとつて悲しいことであるかといふことを言いたいわけですね。

保育士の身分保障といふのは企業への指導基準といふのがきつちりあるのかどうか、そして、そ

の指導基準、お給料とか有休ですとか、またさまざま労働条件といふのが指導基準といふのはきつちりあるのかどうか、この身分保障が守られてるかどうかがチェックはどこのようにするの、お答えください。

○岩田政府参考人 保育士も雇用労働者でございますから、労働基準法を初め働く人たちの労働条件を守る諸法令にしつかり保護されているという点では変わらないというふうに思つております。

今先生が議論をなさつておられる保育士の雇用形態についてでございますけれども、これを国が一律に、例えば有期契約を禁止するといったような形で基準を設けるといふことは難しいというふうに思つてますが、保育の実施主体は市町村でございますので、それは質も含めてその責任は市町村にあるわけでございますから、保育の質を確保する観点から、例えば民間企業に保育所の運営を委託するといふような場合に当たつても、自治体において保育の質の観点から保育士の労働条件についても御配慮いただければというふうに思つております。

○中川(智)委員 今労働基準局、労働局、さまざまそのようなところで労働法に照らし合わせていふふうにおつしやいました。やはり一年契約などでしたらば不満のある人、文句のある人はやめてちょうだいよとなりますね。そういうところが、こういうふうなところで非常に身分に対してじゅうりんされてやめざるを得なくなつたといふことを言つていた場合に、それに対しての国が果たす役割といふのは、そこでは労働法によるそれしかないでしょうか。ほかには何か手だてはないでしょうか。

○岩田政府参考人 なかなか難しい御質問だと思つてます。今民間企業が保育所に参入するといふのは、保育行政の中で歴史は新しいものでございますし、また、株式会社保育所の運営を業務委託するといふのも、新しい事例が出てきたばかりでございます

ますから、そういう状況はしつかりフォローして、問題があるといふことであればまた知恵を絞らないといけないといふふうに思つております。現状を聞いておりますことによりまして、有期雇用の保育士の場合であっても、特段の事情がない限りはまた更新をされて、同じ保育士の方が同じ保育所でやつておられるといふふう聞いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、新しい試みでございますので、その状況はしつかり把握してまいりたいと思つてます。

○中川(智)委員 先ほど、私、アメリカでの事例を申し上げましたが、アメリカはやはりこれをして、慢性的な待機というのが解消されないで来ているんですが、局長は、アメリカのこの先例としての状況といふのはどのようにお考えになりますか。

○岩田政府参考人 アメリカの例もまたつぶさに勉強したいといふふうに思つております。概括的な印象でございますけれども、アメリカの保育行政は、日本と比べて低所得層を念頭に置いた、低所得層対策という色合いが大変強いといふふうに思つてます。それと比べて、我が国の場合には、全国に二万二千カ所の認可保育所がございます。百九十万の子供が最低基準に守られて、保育指針に守られてそこで育つていふといふわけでございますので、アメリカと比べても、またその他の先進諸国と比べても、我が国の保育行政といふのは、質、量ともに誇つていふものがあるといふふうに思つてます。

規制緩和については、新しい試みでございますので、アメリカ等の例もまたしつかり勉強したいと思つてます。○中川(智)委員 大臣にちよつと伺いたいんですが、私は、いいような形でこの民間参入といふのが進んでいけばいいですが、結局、保育士が疲れたら、そのいらららというのにはやはり子供に向かつてしまふわけですね。やはり、お給料も低い、仕事はこんなに大変、そして結局一年契約の不安定な職場にならざるを得ないときに、私は、

この新しい試みというのを、三年なり先にもう一度実態把握をして見直していく、その時点で一人立ちどまると、実際にこのものがどのように機能しているか、子供たちのためになっているのか、また、働く親たちが喜ばれるものになっているのかということとをそこで再検討すべきだと思いますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 この保育の問題、新しい試みもたくさん入っているわけですが。民間の皆さん方いろいろのお願いをいたしておられますが、それは株式会社でありまして、それを経営していただく方と申しますか、その保育をおやりいただきますその人の物の考え方がやはりしっかりとっていかねばならない。それは介護の問題でも一般の福祉の問題でも同じでございますが、民間の皆さん方がおやりをいただきますときには、やはり福祉に対して、あるいは育児に対してどういう理念でもってやっていくかということが、そこが大事なところであります。ところが、それが大事ならば、私は、立派な保育、立派な福祉というものをやりいただけるのではないかと、どうも思っています。

どうぞひとつ、私たちもこれから新しい試みをするわけでございますから、年々歳々その線のところは十分に見直しを行いながら進めていきたいというふうにも思っておりますし、もし誤りがあるようなことがございましたら、それは絶えずそこは手直しをするというところをいながらやっています。かたがた、いろいろなことをいながら思っている次第でございますので、またいろいろと御指導、御鞭撻をいただきましたら幸いです。

○中川(智)委員 それでは最後に、先ほど局長が情報公開のことをおっしゃいました。これは一つの事例ですが、滋賀県などが公開をした無認可保育所の監査結果というのは、施設概要と職員数、定員、保育士資格者数などについての改善指導事項だけだったわけですね。

それだけの経験のある保育士さんたちが働いているか、そこにはどのような理念で保育所を営んでいるかとかいう、もつとわかりやすく、利用者が知りたい情報というのがなかなかなくて、皆さん迷っていらつしやることが多いと思うんです。特に、民間の活力ということで参入があったときには情報公開というのがネックになると思いますが、そのようなモデルというものを、今、少しわかりやすく教えていただければと思います。

○若田政府参考人 認可保育所については、情報提供のシステムを構築しております。インターネットという名前が出てきて、その保育所にアクセスするにはどういうふうにしたらいいかというところから始まりまして、今まさに先生おっしゃいましたような、職員の配置の状況ですとか、それから、保育園の園長先生の保育所の運営方針といましようか、保育方針などの情報を、相当細かきものを提供できているというふうな思いです。またさらに、利用者のお声も聞いて、情報提供の中身の充実をしていきたいというふうにも思っております。

これまで、それにくまなく乗らなかつたのが無認可の保育所だったわけですが、今回、こういう形で、議員立法で改正をしていただきますので、無認可の保育所につきましても定期的な情報収集が可能になりますので、それに基づいて、また情報をどういう形で利用者に提供していくのか考えてみたいというふうにも思っております。

○中川(智)委員 結局、保育の質の低下というのは、外から見たものではなくて、子供たち一人一人の心にはね返っていくものだと思っております。そのためには、安定した職場として、保育士がある意味では十分な愛情を子供に注いでいく、そのような基盤というのは、私は、やはりきつりと担保した上で民間活力の導入ということをどう図っていくべきだと思いますが、決して子供をもうけの道具にしてはならないと考えますし、

そこがどこまでチェックできるのか、保育の質が低下しないということに対してこの法律がどこまで責任を持てるのかということが極めて不安でございます。一歩前進の先が沼地かもしれないという不安がぬぐえなかつたものですから、本当にますます努力して、その先の、もつと改善した形でいろいろなもの心配なくなつたときに、また本当に、子供たちのためによりよい環境をつくっていききたいと思っております。

○鈴木委員長 この際、お諮りいたします。第五十一回国会、山花郁夫君外五名提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び金田誠一君外五名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれ提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鈴木委員長 第五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び津島雄二君外八名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 この際、第五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対し、棚橋泰文君外五名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党、市民連合及び保守党の六派共同提案による修正案が提出されております。鎌田

節哉君。  
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○鎌田委員 ただいま議題となりました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党、市民連合及び保守党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、施行期日を公布の日に変更すること。  
第二に、国は、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主、労働者その他の関係者の努力を促進すること。

第三に、政府は、主な改正規定の施行後三年を経過した場合において、その施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制度その他この法律に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これより第五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、棚橋泰文君外五名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。  
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鈴木委員長 この際、本案に対し、棚橋泰文君外六名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党、市民連合及び保守党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。水島広子君。

○水島委員 私は、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党、市民連合及び保守党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案  
政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 法の有効性を確保するため、本法に基づく諸制度や指針の周知徹底を図るとともに、的確な助言・指導・勧告を実施すること。  
二 男性の育児休業取得促進について調査研究を行い、有効な措置を講ずること。

三 各事業所における子の看護のための休暇制度の早期の導入を促進するため、事業主に對する格段の相談・指導・援助に努めること。  
四 男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、I・I・O第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場にお

る固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

五 仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備するためにも、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。

六 子どものしあわせを第一に考えつつ、待機児童の解消を目指して保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。  
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいる所存でございます。ありがとうございます。

○小沢(和)委員 私は、日本共産党を代表して、自民党、公明党、保守党の与党三党共同提出の児童福祉法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、その立法過程の非民主性にあります。  
与党三党の改正法案は、今後の保育所のあり方にとって大きな後退をもたらすものであり、また保育行政の方向を変えていくものであります。

本法案では、新設される第五十六条の七により、企業の参入が一層推進されていくこととなります。これまでも、規制緩和の方針に基づき、通達によって民間事業者が業務委託を進めてきましたが、新たに法文化することにより、一層強力的に民営化などが推進されることとなります。このよう

な重大な法改正を行うことについて、一体とだけだけの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。  
反対の第二の理由は、PFI方式、いわゆる民間資本の活用による公共施設の整備を行う方式を保育所に取り入れようとしているからであります。

与党三党は、当初の改正案から、このPFI方式の活用という文言を削除したと言っておりますが、十月二十六日の経済対策閣僚会議が決定した改革先行プログラムでは、保育所の運営への民間参入促進(PFI方式の活用等)を決定してあります。さらに、既に民間企業の参入が解禁されている保育所についても、PFIを活用して公設民営方式による整備を進めると明確に打ち出しております。与党三党が何と言おうと、PFIを活用する姿勢は明らかであります。

反対の第三の理由は、この改革先行プログラム規制改革関連別表で、明確に公立保育所の民間への運営委託促進をうたい、さらに具体的に、民間による保育所整備を促進するため、関連通達の見直しによる会計処理の柔軟化を年度内に措置することにしてあることとあります。関連通達の柔軟化とは、保育事業に参入した民間企業の利潤追求

を認めていくことを意味しております。  
以上述べましたように、今回の改正法案は、公的保育所の整備を怠ってきた政府の責任を免罪するにとどまらず、多くの父母が望むもつと多くの保育所をといて要求を逆手にとって公的保育制度の解体に道を開くものであります。

今から五十年前に採択された児童憲章では、児童は人としてとうとばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童はよい環境の中で育てられると高らかにうたっております。さらに、児童権利宣言では、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うべきと宣言しております。

この精神に立つならば、到底、与党三党の改正案には賛成できないことを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○鈴木委員長 以上で討論は終了いたしました。

○鈴木委員長 津島雄二君外八名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
お諮りいたします。  
ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鈴木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時三十一分散会

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成十三年十月一日」を「公布の日」に改める。

附則第六条を附則第八条とし、附則第三条から附則第五条までを二条ずつ繰り下げる。

附則第二条の次に次の二条を加える。

(子の看護のための休暇制度の普及のための努力の促進)

第三条 国は、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主、労働者その他の関係者の努力を促進するものとする。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制度その他新法に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。